

## ○管理職員特別勤務手当に関する規則

平成7年11月1日

規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（平成7年但馬広域行政事務組合条例第16号）第27条の規定に基づき、管理職員特別勤務手当の額等に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理職員特別勤務手当の額等)

第2条 条例第27条第2項の規則で定める額は、管理職手当に関する規則（平成7年但馬広域行政事務組合規則第21号。以下「管理職手当規則」という。）第2条各号に規定する職にある職員について、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 管理職手当規則第2条第1号の職にある職員 10,000円
- (2) 管理職手当規則第2条第2号から第4号までの職にある職員 6,000円
- (3) 管理職手当規則第2条第5号から第6号までの職にある職員 4,000円

2 前項の規定にかかわらず、勤務に従事した時間が3時間以下の場合の額は、同項第1号から第2号にかかる職員にあつては6,000円、第3号にかかる職員にあつては4,000円とする。

3 条例第27条第2項のただし書の規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間をこえる場合の勤務とする。

(管理職員特別勤務手当の支給)

第3条 管理職員特別勤務手当は、月の1日から末日までの分を翌月の給料日に支給する。

(委任)

第4条 この規則の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、平成7年11月1日から施行する。